ＩＳＳＵＥ　ＢＲＩＥＦ

JAS 法の改正について

――流通 JAS・認証制度の整備――

国立国会図書館　ISSUE BRIEF NUMBER 482(MAY 26.2005)

はじめに
Ⅰ　農林物資規格法から JAS 法へ
　1　農林物資規格法
　2　JAS 法の成立と経緯
　3　その後の主要な改正
Ⅱ　食品表示と JAS 制度をめぐる動き
　1　食品の表示に関する共同会議
　2　JAS 制度のあり方検討会
Ⅲ 最終報告と改正法
　1　流通 JAS
　2　認証制度の整備
おわりに

農林環境課

(宮本（みやもと） 孝正（たかまさ))

調査と情報

第４８２号

はじめに

第 162 回国会で、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」（閣法 50 号）の審議が予定されている。この法律は、一般に JAS 法と呼ばれている（以下「JAS 法」とする）。

今回の改正は、①「流通の方法についての JAS」を新設すること、②今までの認定・格付の方式を改め「新たに登録認定機関（法人）を設け、この機関が認定する製造業者等が格付の表示を行う」方式にすること、を目的とするものである。

②について敷衍すると、今回の改正法には、「都道府県や登録格付機関の行う格付に関する規定を廃止する」「認定製造業者等は（新たに登録される）登録認定機関の認定を受けて格付を行う」「登録認定機関の登録を申請した機関はISOガイド 65（後述）の基準に適合する法人であること等の要件のすべてに適合しているときはその登録をしなければならない」「外国の登録機関についても同様の見直しを行う」等の規定が盛り込まれている[1]。

なお、今回の改正の内容は、平成 15 年 10 月に農林水産省消費・安全局長のもとに設置された「JAS 制度のあり方検討会」の最終報告（平成 16 年 10 月）に盛り込まれた「消費者ニーズに対応した JAS 規格の制定」と「行政改革の流れに対応した信頼される認証制度の整備」に即応するものである。

Ⅰ　農林物資規格法から JAS 法へ

１ 農林物資規格法

JAS 法の前身である農林物資規格法（昭和 25 年法律第 175 号）」は、指定農林物資検査法（昭和 23 年法律第 210 号）を廃止して制定された法律である。

指定農林物資検査法は、第二次世界大戦後の統制経済下において農林物資の検査制度を設けるために制定されたもので、時限的な性格を持っていたが、国が制定する初めての総括的な検査制度としたところに大きな意義が認められる。他方、農林物資規格法は、戦後の経済復興に伴って自由化されつつあった経済体制の下で、農林関係物資の規格の制定、普及を図る制度として発足したものである。両制度の背景や考え方は基本的には異なるものであるが、規格の制定や検査に関する制度上の仕組みや、品目ごとの規格という点では、指定農林物資検査法の内容が多くの点で農林物資規格法に受け継がれている[2]。

農林物資規格法は、農林物資の品質改善、生産・取引・消費の合理化を図るため、

---

[1] 「JAS法の一部を改正する法律案要綱」

[2] 農林省農林経済局『JASの歩み』農林省農林経済局,1971.3,p.1.

一定の農林畜水産物資（わら工品・除虫菊・一般材・木炭・乾製水産物・食料かん詰びん詰・バター等 50 品目を施行令で指定）につき、農林大臣が必要のあるものを指定して規格を定める。この規格が日本農林規格(JAS)であり、現在のJAS法にも引き継がれている[3]。

2 JAS 法の成立と経緯

昭和 45 年 5 月、農林物資規格法は、消費者保護の観点から抜本的に改正され、題名も「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」（JAS法[4]）に改められた。現行のJAS法は、JAS規格（日本農林規格）制度と品質表示基準制度の二本立てとなっているが、品質表示基準制度はこの時の改正で導入されたもので、政令で指定される農林物資の製造業者や販売業者は、JASマークを付けるか否かにかかわらず、原材料等の品質表示が義務づけられることとなった。

以下、農林物資規格法が制定されて以後、JAS 法が成立するまでの歩みを略述する。

農林物資規格法の制定以後、農産漁家の生産物やその簡易な加工品を対象とした数多くの取引規格の設定と普及が図られてきたが、昭和 30 年代後半に至り、食品工業等の発展と国民生活の高度化、多様化に対応して、消費者の立場に留意した改正が図られるようになった。すなわち、加工食品等が工場で大量に生産されるようになるにしたがい、従来のJAS規格を一般消費者の商品選択のための手がかりとなるような規格へと脱皮させることが必要となってきた。従来、規格検査制度は、生産指導あるいは産業助長といった立場から設けられていたが、消費者保護という新しい観点からもその存在意義が強調されるようになり、具体的には、JASマークの制定[5]、認定工場制の創設等を行うと同時に、消費者の選択に資するような内容表示をも規格に加えるなど、制度の運用は大きく変わった[6]。

この転機をもたらしたのは昭和 35 年の「にせ牛缶事件」である。昭和 35 年 8 月、東京都の消費者がロース大和煮缶詰の中に異物が入っていたと保健所へ持ち込んだ。検査の結果、その中味が鯨赤肉であることがわかった。これを製造した業者は、缶詰製造業の許可を受けないで製造していたことがつきとめられ、食品衛生法違反で処分された。さらに、商標、製造業社名も虚偽の表示をしていたため、製造業者を調査する過程で、缶詰業界では牛肉缶詰に馬肉を使用することがなかば商習慣となっていることが判明し、社会問題となったのである。

---

[3] 我妻栄等『新法律学辞典 新版』有斐閣,1967.9,p.972.

[4] JAS法のJASは、日本農林規格 Japanese Agricultural Standard の頭文字を採った略称である。

[5] JASマークは、日本農林規格により格付を行ったことを示す証票である。昭和 35 年以前は除虫菊乾花、こうぞ、コンブ、合板等、品目ごとに規定されていたが、にせ牛缶事件を契機に、昭和 36 年 1 月、統一JASマークを制定した。

[6] 農林省農林経済局,前掲書,p.60：農林法規研究会『農林法規解説全集 農林経済編 3』大成出版社(加除式),p.3328.

この問題は国会でも取り上げられたが、農林省では直ちに、畜肉、鯨等を原料とする缶詰のJAS規格の検討を行い、36 年 1 月、缶詰の中味にまで規格の及ぶ「畜肉味付かん詰の日本農林規格を定める件」（昭和 36 年農林省告示第 34 号）をはじめとする一連の告示により、それまで十分でなかったJAS規格を整備した[7]。

昭和 36 年以後、にせ牛缶問題に鑑み、農林省は、JAS規格の内容として従来からの品質基準のほか消費者保護のために最も重要な「内容物の表示」の基準を規定することとし、品質の向上、生産の合理化を図るほか食品表示の適正化にも努めることとなった[8]。

さらに、昭和 43 年 5 月には、消費者保護基本法（昭和 43 年法律第 78 号）が成立した。この法律の第 10 条は、「国は、消費者が商品の購入若しくは使用又は役務の利用に際しその選択等を誤ることがないようにするため、商品及び役務について、品質その他の内容に関する表示制度を整備し、虚偽又は誇大な表示を規制する等必要な施策を講ずるものとする」ことを規定している。

JAS制度とその運用の改善の問題は、直接的にはこの消費者保護基本法の附帯決議によって提起された。衆参両院の附帯決議がJAS制度に要請した改善の内容は、「農林物資規格法については、輸入物資を含めて対象品目を拡大するとともに、日本農林規格の品質基準の拡大ないし等級別基準の設定、表示制度の充実、表示方法の明確化をはかること」[9]であった。

上記「表示制度の充実」についてであるが、実際上すでに食品の表示は従来の日本農林規格がかなりの成果をあげていた。表示の義務化はこれとの関連を考えることが必要なため、農林物資規格法の改正の中で規定することとなった[10]。

農林物資規格法の改正にあたって、「食品衛生法」を所管する厚生省（当時）と対立するところは特になかったが、「不当景品類及び不当表示防止法」を所管する公正取引委員会との調整は難航した。調整の結果は以下の３点に要約される。

①農水省は従来の JAS を通じた指導行政の徹底強化という考え方に立って、公正取引委員会は不当表示の排除という考え方に立って、それぞれ行政を進める。

②したがって JAS 改正法案中、強権的、取締り的な色彩をもつ条文は削除する。

③その運用にあたって相互に密接な連絡・調整を行う。

このような経緯を経て昭和 45 年 5 月 13 日に JAS 法は成立した。その際「規格」の定義も改められた。改正前は、「規格」とは農林物資の等級及びその標準をいうとされていたが、改正後は、農林物資の品質についての基準及びその品質に関する表示の基準をいうと定義され法文中に明記された。

---

7 農林省農林経済局,前掲書,p.73.

8 農林省農林経済局,前掲書,p.76.

9 『第 58 回国会衆議院物価問題等に関する特別委員会議録第 10 号』昭和 43 年 4 月 25 日,p.7,『第 58 回国会参議院物価等対策特別委員会会議録第 13 号』昭和 43 年 5 月 22 日,p.16.

10 農林省農林経済局,前掲書,p.131.

３ その後の主要な改正

昭和 45 年以後、小規模な改正は何度か行われているが、主要な改正は平成 5 年 6 月の改正（平成 5 年法律第 77 号）、平成 11 年 7 月の改正（平成 11 年法律第 108 号）、平成 14 年 6 月の改正（平成 14 年法律第 68 号）と三度行われた。

平成 5 年の改正は、「新しい食料・農業・農村政策の方向」の策定、有機農産物の表示の適正化のための対応であり、以下の３点に要約できる。①「特定 JAS 規格」を創設し、地鶏肉や熟成ハム類のように生産方法に着目した JAS 規格の制定を可能とした。②①を円滑に導入するための措置を講じる。③日本農林規格の制定が困難な食品についても、品質表示基準を定めることができる。

次の平成 11 年の改正は、食品の消費形態の多様化がきっかけとなったもので、全ての飲食料品に品質表示を義務付けるとともに、有機食品の検査認証・表示制度を創設した。また、JAS 規格制度を見直し、規格の５年毎の定期的見直しを法定化し、国際的な整合化を図った。さらに、登録認定機関の認定を受けた新認定工場が格付検査を行って JAS マークを添付することができるようになると同時に、それまで公益法人等に限られていた格付業務を民間の営利法人にも開放した。

平成 14 年 6 月の改正では、偽装表示の多発をふまえ、公表の迅速化と罰則の強化を行った。

Ⅱ　食品表示とJAS制度をめぐる動き[11]

１ 食品の表示に関する共同会議

現在の食品の表示は、JAS法や食品衛生法等で様々なルールが定められており、複雑で分かりにくい等の問題が指摘されている。このため、「食品の表示制度に関する懇談会」[12]が設置され、平成 14 年 8 月には「中間取りまとめ」が公表された。その中で、現行の食品の表示制度について、次のような問題点が指摘された。

①表示制度が複数の法律に分散していて一覧できないため分りにくい[13]。

---

[11] この問題については、農林水産省のホームページ上のサイト「食品表示とJAS規格」で、ほぼ過不足のない情報を得ることができる。

<http://www.maff.go.jp/soshiki/syokuhin/heya/JASindex.htm>(last access 2005.5.13)

[12] 厚生労働省医薬局食品保健部長及び農林水産省総合食料局長の私的懇談会として、内閣府及び公正取引委員会の参画を得て、開催されたもの。第 1 回懇談会は平成 14 年 6 月 7 日に持たれた。

[13] 食品の表示に係る法律としては、JAS法、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、不当競争防止法、栄養改善法、計量法が挙げられる（吉田利宏『新食品表示制度』一橋出版,2002.9,p.5.）。

②各表示制度に基づく表示項目・表示内容の整合性がとれておらず、用語や定義の統一性が欠けているものがあり、解釈等に関する情報提供などの運用面でも統一性に欠ける。
③監視体制や是正措置も各制度によって異なり、連携が十分でない。
その後、農林水産省と厚生労働省が共同で、平成 14 年 12 月に「食品の表示に関する共同会議」を設置し、JAS 法及び食品衛生法に共通する表示項目、表示方法等について検討を行っている。

2 JAS 制度のあり方検討会

21 世紀の我が国経済社会をより自由かつ公正なものとするため、これまでの国・地方を通ずる行政の組織・制度の在り方、行政と国民との関係等を抜本的に見直し、新たな行政システムを構築する必要があるとして行政改革・規制改革の方針を打ち出したのが、平成 12 年 12 月に閣議決定された行政改革大綱である。
この行政改革大綱に基づく「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が、平成 14 年 3 月、閣議決定された。この計画の中で、JAS 規格について、行政の裁量の余地のない形で国に登録された公正・中立な第三者機関が製造業者の認定等を行うこととされていることから、認証制度の今後のあり方について検討の必要がある、とされた。
また、農林水産省が決定した「食の安全・安心のための政策大綱」[14]（平成 15 年 6 月 20 日）においても、新しいニーズに対応したJAS規格の制定を進めると同時に、不正表示事件の多発に消費者の関心が高まる中で、より信頼される食品表示を目指していくための方策を検討する必要があり、JAS規格の今後のあり方について検討の必要がある、と指摘されている。
こうした指摘を受けて、平成 15 年 10 月、農林水産省消費・安全局長のもとに「JAS制度のあり方検討会」が組織され、今後のJAS制度のあり方について検討を行い、平成 16 年 10 月に最終報告が取りまとめられた。個別のJAS規格や品質表示基準の内容については、それぞれ農林物資規格調査会や、農林水産省と厚生労働省が共同開催する「食品の表示に関する共同会議」において検討が進められているため、この最終報告は、JAS制度の全体的な枠組みの見直しの方向性について取りまとめている[15]。
今回の改正法案は、「はじめに」で触れたように、この最終報告の内容（表参照）の一部を具体化するものである。

---

[14]「食の安全・安心のための政策大綱」
<http://www.maff.go.jp/www/press/cont/20030620press_5.htm>(last access 2005.5.13)
[15] JAS制度のあり方検討会の最終報告はもとより、議事内容、配布資料の全てを、以下のサイト「「ＪＡＳ制度のあり方検討会　最終報告」について」（平成 16 年 10 月 29 日）で閲覧することができる。
<http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20041029press_3.htm>(last access 2000.5.13)

ＪＡＳ制度のあり方検討会 最終報告 のポイント

～食と暮らしの安全・安心に資する２１世紀のＪＡＳ制度を目指して～

ー現　状ー	ー展開方向ー

１．ＪＡＳ規格（任意）のあり方　～消費者ニーズに対応したＪＡＳ規格の制定～

○ ＪＡＳ規格・マークが示す内容が不明確	○ 個々のＪＡＳ規格について、①製品の特色を明確化した「特色規格」か、②取引の合理化等の観点から標準となる定義・品質を示した「標準規格」かを明らかにした上で、制定・見直し
○ ＪＡＳ規格の内容は、「成分」や「生産」に関する基準に限定 ○ 食品に関する情報開示を促進する必要性	○ 「流通」の方法に関する基準もＪＡＳ規格に取り込むなど、消費者への積極的な情報公開に資するＪＡＳ規格を検討

２．ＪＡＳ規格の認証のあり方　～行政改革の流れに対応した信頼される認証制度の整備～

○ 登録認定機関が、大臣の代行補助として事業者を認定	○ 大臣の代行ではない「民間機関」として事業者を認定
○ 登録認定機関に対する国の関与は事前チェックが中心（事前の厳格な認可）	○ 事後チェック体制を整備（事前の届出＋違反時における厳格な事後的処分）
○ 認定を受けない一般事業者も製品のサンプル検査を受けるだけでＪＡＳマークの貼付が可能	○ 認定を受けた事業者がＪＡＳマークを貼付する制度に原則として一本化し、問題発生時に事業者の責任を問いうる仕組みへ
○ 外国の認定機関の登録は、当該国と我が国との間の制度同等性が必要	○ ＩＳＯの国際基準により登録審査を行い、制度同等性の要件は廃止

３．品質表示基準（義務）のあり方　～わかりやすく信頼される表示制度の充実～

○ 全ての食品に適用される一般的な表示ルールに加え、特定の食品のみ厳格な名称規制を含む個別品目の表示ルールが存在	○ 個別品目の表示ルールの必要性を精査し、一般的な表示ルールへの整理統合の可能性を検討 ○ 消費者に重大な誤認が生じる場合のみ、個別品目の厳格な名称規制を存続
○ 食品に貼付する文字としての表示が規制の中心	○ インターネット販売、カタログ販売等における表示規制のあり方を検討
○ 表示の根拠書類保持は不要	○ 表示の根拠書類保持を義務付け

※この資料は、「最終報告」を基に、事務局において作成したものである。

（出典：「ＪＡＳ制度のあり方検討会　最終報告」について
<http://www.maff.go.jp/www/press/cont2/20041029press_3.htm>(last access 2005.5.13)）

III 最終報告と改正法

JAS 制度のあり方検討会最終報告は、「JAS 規格のあり方」「JAS 規格の認証のあり方」「品質表示基準のあり方」につき、それぞれ展開方向を提示しているが、今回の改正法では（「JAS 規格のあり方」の）「流通 JAS」と、「JAS 規格の認証のあり方」が取り入れられた。

法改正の対象から外れた項目のうち、（「品質表示基準のあり方」の）「インターネット販売、カタログ販売等における表示規制」は、実効性を考慮した結果、継続して検討することになった。また「個別品目の表示ルールの必要性を精査し、一般的な表示ルールへの整理統合の可能性を検討」「消費者に重大な誤認が生じる場合のみ、個別品目の厳格な名称規制を存続」の項目は、変更が必要となれば農林水産省告示により実施することができる（法改正を必要としない）。その他の項目についは今後の検討課題となった。個々の JAS 規格の見直しは、法の定めるところにより、今後は農林物資規格調査会で審議されることになる。

1 流通 JAS

現在のJAS規格を類別すると、成分や性能などの品質についての基準を内容とするJAS（「一般JAS」）と、生産の方法についての基準を内容とするJAS（「特定JAS」[16]「有機JAS」[17]「生産情報公表JAS」[18]）の２種類がある。これ以外に、新たに流通の方法についての基準を内容とするJAS（「流通JAS」）を設けるのが、今回の法改正の眼目の一つである。

食品の流通手段は適正であるかという疑問が生じても、現行法では対処できない。そこで、流通JASを新設した上で認定を行えば、対処が可能となる。今後は、活魚輸送や氷温流通など、流通の方法に特色のある農林物資について、JASマークが貼付された物の信頼性は確保されることになると考えられる一方、流通JASについては、JAS制度のあり方検討委員会で、以下のような問題点を指摘する発言があった[19]。

①流通 JAS は、消費者が（その付加価値を認めて余分に）お金を支払ってもよいとい

---

[16] 特色あるつくり方や特別な原材料に着目した規格で、平成 7 年に、ハム類、ベーコン類およびソーセージ類の特定JAS規格が制定された。

[17] 平成 11 年に、有機農産物及び有機農産物加工食品の特定JAS規格を定め、規格に適合するかどうか検査を受け、これに合格して有機JASマークが付けられたもの以外は「有機栽培トマト」、「有機納豆」等の表示をしてはならない制度が導入された。

[18] 食品の生産情報を事業者が客に正確に伝えていることを、第三者機関（登録認定機関）が認定するJAS規格制度。平成 15 年 12 月実施の生産情報公表牛肉に続き、平成 16 年 7 月からは生産情報公表豚肉が実施されている。

[19] 第 5 回JAS制度のあり方検討会の議事概要（平成 16 年 3 月 16 日）

<http://www.maff.go.jp/www/counsil/counsil_cont/syohi_anzen/jas/menu.htm>(last access 2005.513)

う仕組みができるかどうかに尽きる。
②流通段階で不正が起きた例もあり、流通段階が明らかになるのは、消費者に歓迎される。
③流通 JAS は、生産公表 JAS とセットでトレーサビリティ JAS として完成させればよい。ただし、あまりに JAS の種類が増えると混乱する。
④流通 JAS は、長いフードチェーンの中で誰の責任でマークを付けるのかが明確でない。
⑤民間が検査しても、嘘をつかれても分からず、流通 JAS は検査が大変である。

流通 JAS マークのデザインは目下検討中であるが、現在すでに、一般 JAS の JAS マーク以外に、特定 JAS、有機 JAS、生産情報公表 JAS についてそれぞれ異なるマークが制定されている。今後は、性質の異なる JAS マークの普及が課題となるだろう。

2 認証制度の整備

(1) 登録格付機関の見直し

JAS規格適合の判定を受け（これを格付という。）格付表示をするには、①登録格付機関、都道府県、または独立行政法人農林水産消費技術センターの行う検査によって格付を受ける方法、②登録認定機関または農林水産大臣により認定を受けて、製造業者または生産工程管理者が自ら製品や生産工程の検査をし格付を行う方法、がある[20]。

今回の改正の主旨は、(a)一般事業者が持ち込んだ製品を登録格付機関等が格付する仕組みを廃止すると同時に、(b)登録認定機関の登録基準を法定化し、登録認定機関が認定した認定製造業者等が格付と格付の表示ができるようにすること、である。この他、登録外国認定機関について、登録認定機関と同様の見直しを行うほか、「同等性要件」（当該外国に JAS 制度と同等の制度が存在すること）を廃止することも予定されている。

新たに登録認定機関を設けるにあたっては、これまで登録基準が行政寄りで透明性に欠けていたとの指摘を踏まえ、登録の基準に「ISO/IECガイド 65」[21]（「ISOガイド 65」と略称）を引用することが図られている。

---

[20] 『JAS制度について』日本貿易振興会規格情報サービス,2002.3,p.6.

[21] ISO（International Organization for Standardization）は、国際標準化機構と訳される、スイス民法第 60 条に基づくスイス国の法人で、非政府機関である。国連機関ではないが、数多くの国際連合及び関係の国連専門機関の諮問的地位をもっている。

WTO（世界貿易機関）は、ISO、IEC（国際電気標準会議）、ITU（国際電気通信連合）をはじめとする８つの国際標準化機関に、公式オブザーバーとしての地位を与えている。

WTO/TBT（貿易の技術的障害）協定が 1995 年に発効した。これにより、各国が国内規格を制定するに当たり、ISO 規格等、国際規格がすでにある場合は、これと整合させることが義務づけられた。（矢野友三郎・平林良人『新・世界標準 ISO マネジメント』日科技連,2003.10,p.80.）

ISO ガイド 65（これは日本工業規格 JIS Q 0065 に取り入れられた。）は、第三者認証システムを一貫した信頼できる方法で、製品認証機関が確実に運営するために遵守すべき要求事項を規定している。

ISOガイド 65 の要点は次のとおりである[22]。

①すべての申請者がサービスを受けられること。
②組織運営機構は、製品認証に信頼を与えるものであること。
③経営管理者は、製品認証の品質の目標、方針を確立すること。
④品質システムを確立し、文書化し、実施すること。
⑤定期的な内部監査を実施すること。
⑥製品認証を行うために必要な技術的基礎を有すること。
⑦要員は適格であること。

ISOガイド 65 を導入することにより、次のような効果が期待できる[23]。

①世界の認証機関と肩を並べることができ、認証機関としての信頼性がより一層向上する。
②公平性、透明性を確保しつつ、効率的、効果的に認証事務を遂行することが可能となり、申請者（製造者等）へのサービス向上につながる。
③認証機関の役職員が認証システムの整備に参加することにより、組織の活性化、要員の質の向上が図られる。

法改正により同等性要件が廃止され、海外の団体も、ISO/IECガイド 65 を満たせば、登録認定機関になることができるようになる[24]。認証制度の見直しは、どのような変化をもたらすだろうか。農産物貿易の関係者からは、青果物を対象にしたJAS規格が新たにできるとすれば、いち早く中国国内に新たな登録認定機関ができて、輸入実績のある野菜がJASマークを付けてこれまで以上に増える可能性がある、というような懸念が指摘されている[25]。

---

[22] (財)日本消防設備安全センター「安全センターの認定業務に係るISO/IECガイド 65 の取得について」『月刊フェスク』221 号,2000.3,p.89.

この他、日本語資料としては、「第 2 回 JAS 制度のあり方検討会」（平成 15 年 11 月 13 日）配付資料 3『「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」に係る JAS 制度の対応方向（案）』〔p.7〕「（参考）ISO/IEC ガイド 65（製品認証機関に関する一般要求事項）について」に、ISO/IEC ガイド 65 の適用範囲と要求事項の概要が要約されている。

<http://www.maff.go.jp/www/counsil/counsil_cont/syohi_anzen/jas/2/itiran.htm>(last access 2005.5.13)

[23] (財)日本消防設備安全センター，前掲，p.93.（一部省略）

[24] 平成 17 年 3 月現在、有機農産物および林産物のJAS規格については、登録外国認定機関が約 20 機関ある。

[25] 「変わるJAS制度(中)」『日本農業新聞』2004.7.9.

(2) 有機農業への影響

今回の法改正に関する一般の議論は余り見られないが、有機農業関係者の中には懸念を表明しているものがある。

国内最大の有機農業団体である日本有機農業研究会は、認証機関を認可する際の登録基準の見直しを問題視し、法改定案に反対する申入書[26]で以下の点を指摘している。

①登録基準が一気に厳しくなる。
②ISO ガイド 65 の引用で、有機 JAS の信頼度は高まらない。
③コーデックス国際基準は、ISO ガイド 65 に準拠することを義務付けていない。
④外国登録認定機関の要件が緩和され、輸入がますます増える。
⑤外国認証には甘く、国内認証は厳しく監視するという差別的取扱いとなる。

これに対し、農林水産省表示・規格課は、「認証機関の登録は従来もガイド 65 を基準にしており、大幅な変更は基本的にない」と理解を求めている[27]。

一方、有機農家らの間では「有機農業推進法（仮称）」の制定を求める声が高まっている。JAS法は一般的な食品規正法であり、表示規則の観点からだけ見ても有機農業の特性を反映することができない法制度であるため、有機農業全体をJAS法から外し、有機農産物の基準・認証制度については新たに制定する「有機農業推進法（仮称）」によって規定し、有機農家や有機農業を熟知した学識者がその制度運営に関与できるようにする、というのがその要望の内容である[28]。

おわりに

JAS 制度のあり方検討会の最終報告に示された展開方向のうち、先送りされた項目が若干残ったままである。流通 JAS 規格の新設は、情報量の増加という点で消費者に歓迎されるべきであるが、現在のところ各種 JAS マークは必ずしも広く認知されておらず、食品の表示一般についても目下検討が進行中である。「食品の表示に関する共同会議」が終了するであろう近い将来、これらの課題に応えるため、再度食品表示関連法の改正が行われることになろう。

---

26 「JAS法改定案に反対し、有機認証制度の改善を求める申入書」（2005 年 3 月 17 日）
<http://www.joaa.net/news/news-0503-92.html>(last access 2005.5.13)

27 「JAS法改正案に不安の声」『日本農業新聞』2005.5.11.

28 久保田裕子「JAS法見直しにおける「提携」と「有機認証」」『土と健康』33(1),2005.1･2,p.10.